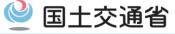
# ウォーカブル推進税制の概要及び適用事例



「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域(滞在快適性等向上区域)において、民間事業者等 (土地所有者等)が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物 低層部のオープン化を行った場合に、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じる。

## ★特例措置の内容(~令和8年3月31日)

### ①民地のオープンスペース化に係る課税の特例

○ オープンスペース化した土地(広場、通路等)及びその上に 設置された償却資産(ベンチ、芝生等)の課税標準を

5年間、1/3~2/3の 範囲内において市町村の 条例で定める割合に軽減 (参酌基準1/2)





税制特例適用イメージ

#### ②建物低層部のオープン化に係る課税の特例

○ 低層部の階をオープン化※した家屋(カフェ、休憩所等)に ついて、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの

課税標準を5年間、1/3~2/3の 範囲内において市町村の条例で

定める割合に軽減(参酌基準1/2)

※改修の場合に限る



税制特例適用イメージ

### ★適用事例

#### ▼川崎市の事例「こすぎコアパーク」令和3年10月竣工

○都市公園と駅施設の分断を解消して、一体的に空間を再整備し、日常の憩い空間を創出





#### ▼静岡市の事例「ARTIE(アルティエ) | 令和4年2月竣工

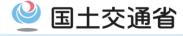
○ボウリング場の建替えに合わせ、全天候型の誰でも使える交流広場を整備し、賑わいを創出







# ウォーカブル推進税制(制度概要・適用イメージ)



市町村が、都市再生整備計画の区域内に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域(滞在快適性等向上区域)を設定

滞在快適性等向上区域内の民間事業者等(土地所有者等)が市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業(一体型滞在快適性等向上事業)について、市町村が、当該民間事業者等の同意を得て、都市再生整備計画に位置付け

## 一体型滞在快適性等向上事業により整備した土地・償却資産又は家屋に対して、以下の税制特例①又は②を適用

①【土地(固定資産税・都市計画税)・償却資産(固定資産税)】 オープンスペース化した土地(広場、通路等)及びその上に設置された償却資産(ベンチ、芝生等)の 課税標準を5年間、1/3~2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減(参酌基準1/2)

#### <対象施設>

ア)土地 : 道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの

イ)償却資産:ア及びアの上に設置される駐輪場、噴水、水流、池、アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、街灯、花壇、樹木、並木、電源設備、給排

水設備及び冷暖房設備その他これらに類するもの

## ②【家屋(固定資産税・都市計画税)】

低層部の階\*1をオープン化(壁の過半について、ガラス等の透明な素材とすること、開閉可能な構造とすること 又は位置を後退させること)した家屋(カフェ、休憩所等)について、不特定多数の者が無償で交流・滞在で きるスペースの部分\*2の課税標準を5年間、1/3~2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に 軽減(参酌基準1/2)

- \*1 建物の一階部分が対象(原則)。ただし、一階以外の階が広場、通路等に接している場合(サンクンガーデンに面する建物の地階部分や歩行者 デッキに面する建物の二階部分など)は、当該階が対象(例外)。
- \*2 オープン化した低層部の階にあるものに限る

#### <対象施設>

家屋:食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これに類するもの